

令和3年度

第2回古河市公共交通活性化会議資料



古河市公共交通活性化会議

[目 次]

件 名	ページ
議案第 1 号 古河市循環バス一部ルート変更及び停留所の新設・移設について	1
(参考資料)	2
議案第 2 号 古河市地域公共交通網形成計画の評価について	4
古河市公共交通活性化会議設置要綱	8
古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程	11
令和 3 年度 第 2 回古河市公共交通活性化会議委員名簿	14

議案第1号

古河市循環バス一部ルート変更及び停留所の新設・移設について

1 対象コース

古河市循環バスぐるりん号「福祉の森・病院コース」

「道の駅・三和庁舎コース」

2 変更内容及び変更開始時期

コース名	変更内容					変更開始時期
福祉の森 ・病院	ルート変更及び停留所の変更・新設 (変更理由) 同コースは停留所「中田自治会館前」に停車しているが、同停留所は南コースと兼用であり、且つ運行先も南コースと重複が多いことからルートの一部を変更し、新たな停留所を設けるものとする。					令和4年4月1日
道の駅・ 三和庁舎	停留所	中田 八幡前	中田自治 会館前	中田 萬福寺	大山 一丁目	
	変更前	停車	停車	未設	停車	
	変更後	停車	廃止	新設	停車	
	停留所の移設 (移設理由) 同コースのルート変更については、令和2年度第4回古河市公共交通活性化会議議案第1号にて承認されたが、停留所「ふれあいスポーツセンター」については、令和3年8月10日に開通した道路脇に移設するため、改めて承認を得るものとする。					令和3年10月1日

※ 別紙参考資料1及び2参照

3 その他

令和3年8月 日

古河市公共交通活性化会議
会長 針谷 力

議案第1号関係参考資料1 福祉の森・病院コース ルート変更及び停留所の変更・新設

路線図



凡例

- 南コース
- 南コース（循環）
- 福祉の森・病院コース
- 福祉の森・病院コース（廃止ルート）
- 福祉の森・病院コース（新設ルート）

議案第1号関係参考資料2 道の駅・三和庁舎コース停留所「ふれあいスポーツセンター」移設

路線図



竣工図



議案第2号

古河市地域公共交通網形成計画の評価について

1 評価の様式

当該計画における毎年度の評価については、令和2年度及び令和3年度の古河市公共交通活性化会議において承認を得たところではあるが、このたび、関東運輸局から所定の様式が開示されたため、これまでの評価に加え、新たな様式で定める評価を行う。

2 評価の項目

目標値に対する達成状況・分析（11項目）

3 評価の内容

評価内容については、古河市公共交通事業受託者及び路線バス事業者にて合意のもと作成した。

令和3年8月 日

古河市公共交通活性化会議
会長 針谷 力

<地域公共交通計画の評価等結果の様式>

古河市地域公共交通形成計画の評価等結果（令和2年4月～令和3年3月）

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
路線バス1日利用者数 1,500人	ルート及びダイヤの改正等により、利用者数を増加させる。	バス事業者の有する乗降データを用いて計測	1,129人 年間利用者数412,971人 (A) 年間運行日数 365日 (B) A ÷ B = 1,128.96 ÷ 1,129 ※路線バス事業者 = 3社 (茨城急行自動車、ジェイアールバス関東、朝日自動車)	令和3年10月に新規1系統を追加する等計画もあるが、コロナ禍の影響が大きいため、減便や利用者の少ない区間の運行について検討を進めていく状況にある。	
古河駅における鉄道・バスの乗り継ぎ満足度 30%	ダイヤ改正等により乗り継ぎ満足度の向上を図る。	年度末実施の利用者アンケート集計結果	循環バスのみ実施とても満足11.11% 満足 7.94%	路線バスについても、利用者アンケートを実施する必要があるが、乗合事業収支は依然芳しくないため、アンケート調査に係る費用支出は調整が必要となる。	
循環バスの 1日利用者数 530人	コースの新設やルート及びダイヤの改正等により、利用者数を増加させること。 循環バス受託業者から乗降データを用いて計測	循環バス受託業者を用いて データを用いて 計測	363人 年間利用者130,306人 (A) 年間運行日数 359日 (B) A ÷ B = 362.96 ÷ 363	令和2年4月から新たに1コースを開設し、利用者の増を図ったが、コロナ禍における緊急事態宣言や外出自粛等生活様式の変化が大きく、利用者はまだ収束していないとみなった。コロナはまだ回復している。	
デマンド交通の 1台1日利用者数 15人	運行日時の増加や運行台数の増加による、利用者数を増加させる。	デマンド交通受託業者からの乗降データを用いて計測	11.7人 年間利用者22,519人 (A) 年間運行日数 241日 (B) 1日運行台数 8台 (C) A ÷ B ÷ C = 11.67 ÷ 11.7	令和3年度4月からは従来の平日運行に加え、土曜日にについても3台を8時便から14時便の間で運行を開始し、利用者を増加させる。	
路線バスの満足度 15%	コースの新設やルート及びダイヤの改正等により、利用者数を増加させること。	年度末実施の利用者アンケート集計結果	アンケート未実施に係る事務費等について、市と事業者との調整ができず、実施を見送った。	路線バスについても、利用者アンケートを実施する必要があるが、乗合事業収支は依然芳しくないため、アンケート調査に係る費用支出は調整が必要となる。	

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
循環バスの満足度 15%	コースの新設やルート及びダイヤの改正等により、利用者数を増加させる。また、待合環境や運転手の応対向上等も評価対象項目とする。	年度末実施の利用者アンケート集計結果	以下9項目を5段階で評価し、全てにおいて15%以上を達成 ①運行本数と運行時間帯満足 ②運行区域満足 ③運行位置満足 ④バス停の位置満足 ⑤運賃満足 ⑥バスの待合環境満足 ⑦鉄道との乗り継ぎ満足 ⑧安全運転満足 ⑨運転手の応対満足	①の運行本数が他の項目と比較し総じて低いため、次回令和5年度の改変時にコストやルート区間等を見直すことで調整を図っている。	
デマンド交通の満足度 15%	運行日時の増加や運行台数の増により、利用者数を増加させる。予約状況やオペレータ・運転手の応対向上等も対象項目とする。	年度末実施の利用者アンケート集計結果	以下8項目を5段階で評価し、全てにおいて15%以上を達成 ①運賃満足 ②始発便の時間満足 ③終発便の時間満足 ④予約の取りやすさ満足 ⑤運行区域満足 ⑥安全運転満足 ⑦オペレーターの対応満足 ⑧運転手の対応満足	昨年度の同アンケートによる「その他ご意見・改善点」で約3割要望のあった土曜日運行を令和3年4月から運行開始する。	

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
アンケートにおける外出時に公共交通の利便性を高める。 人の回答割合 20%以下	各事業の実施により公共交通の利便性を高める。	年度末実施の利用者アンケート集計結果	アンケート未実施	次年度は年度末利用者アンケートに設問を掲載する。	
バス停における乗継・待合環境の改善整備箇所数 5箇所	各年度1箇所以上の整備を目標とする。	実施箇所数	達成箇所=4 バスの主要な結節点であるJR古河駅床面に路線バスや循環バスの誘導表示を設置した。また、安全性が疑問視された停留所について、地権者等地元住民との調整を行い、待合環境の改善を図った。そのほか市の公民館2箇所についてサイクル＆バスライドを設置した。	安全性を第一に考え、そのうえで可能な場所には利便性を追求する。	
路線バス・循環バスにおける乗り継ぎ利便度 15%	病院や公共施設等主要な公共交通結節点において、公共交通の乗り継ぎ利便性を向上させる。	年度末実施の利用者アンケート集計結果	アンケート実施=0 令和2年年度4月に開設した循環バス新コース停留所（市庁舎）において、デマンド交通から循環バスへの乗り継ぎを実施した。市と事業者との調整ができず、実施を見送った。	路線バス・循環バスだけに捉われず、デマンド交通も組み込んだ方法により、乗継ぎ満足度の向上を図る。 事務費等の負担割合について、事業者と再調整を図り、実施に繋げる。	
地域公共交通利用促進活動（バスの乗り方教室等）の実施回数 5回以上（年1回以上）	大規模イベントの実施に合わせ「乗り方教室」や「無料の日」を実施する。	実施回数	実施数=0 コロナ禍が収束しないため、令和3年度においても大規模なイベントはすべて中止が決まっており、「乗り方教室」及び「無料の日」を実施することは難しい状況にある。		

(記載に当たっての留意事項)

- 本様式中、表題の「(〇〇年〇月～〇〇年〇月)」の部分には、評価等の対象となる期間を記入してください。
- 毎年度の評価になじまないような目標や、数年おきの評価を予定している目標については、「備考」欄にその旨を明記の上、「目標」及び「備考」の欄以外は「-」と記載して下さい。
- 一つの目標と複数の取組が対応している場合や、複数の目標と一つの取組が対応している場合は、適宜欄を修正の上、記載を行ってください。
- 月ごとの利用者数の推移等の詳細データや、地域公共交通計画の評価等に係る協議会における議論の結果（議事録等）等の関連資料がある場合には、併せて添付して下さい。
- 地方公共団体・協議会等において独自に作成している評価基準がある場合は、地域公共交通計画改訂時に開催された評議会にて、参考資料として添付して下さい。

古河市公共交通活性化会議設置要綱

平成 20 年 2 月 25 日
告示第 47 号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議し、及びそれらの事項に関する事業を行うため、古河市公共交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 活性化会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の公共交通政策の推進に関する協議。
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態及び運賃、料金等に関する協議。
- (3) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関する協議。
- (4) 生活交通の調査等に関する事。
- (5) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定される地域公共交通網形成計画等の策定に係る協議に関する事。
- (6) 地域公共交通総合連携計画及び前号の協議を経て策定された計画の推進及びこれらの計画に位置付けられた事業の実施に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、活性化会議の運営方法その他活性化会議が必要と認める事。

(組織)

第3条 活性化会議の委員（以下「委員」という。）は、21 人以内で組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者で市長の委嘱又は任命を受けたものをもって充てる。

- (1) 市民又は公共交通の利用者の代表者
- (2) 学識を有する者
- (3) 国及び県の関係行政機関の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (6) 市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合

における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 活性化会議に会長及び副会長を1人置く。

- 2 会長は、市長とし、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、活性化会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 活性化会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

第7条 活性化会議は、第2条各号に規定する所掌事項その他活性化会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 活性化会議は、活性化会議に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員は、活性化会議で協議が整った事項については、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 活性化会議の運営に関する経費は、市その他の団体等からの負担金及び国からの補助金その他の収入をもって充てる。

(庶務)

第11条 活性化会議の庶務は、公共交通主管課において処理する。

(補則)

第12条 この告示に定めるものほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成20年2月25日から施行する。

附 則（平成22年告示第113号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第152号）

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第100号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第229号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年8月2日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員（以下「現委員」という。）は、この告示による改正後の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員とみなし、その任期は、現委員としての残任期間とする。

古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程

平成 20 年 3 月 27 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、古河市公共交通活性化会議設置要綱（平成 20 年告示第 47 号。以下「要綱」という。）第 10 条の規定に基づき、古河市公共交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）の財務及び会計に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第 2 条 活性化会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(予算)

第 3 条 活性化会議の予算（以下「予算」という。）は、古河市その他の団体等からの負担金、国からの補助金その他の収入をもって歳入とし、活性化会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

(予算の承認)

第 4 条 活性化会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、活性化会議に諮り承認を受けなければならない。

2 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに活性化会議に諮り承認を受けなければならない。

(予算区分)

第 5 条 歳入予算及び歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 当該年度において臨時又は緊急を要する場合で、かつ特別な理由があるときは、別表に定める以外の項及び目を定めることができる。この場合において、会長は、次の活性化会議に報告しなければならない。

(予算の流用及び予備費の充用)

第 6 条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、古河市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次の活性化会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第 7 条 活性化会議の出納は、会長が行う。

2 活性化会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第 8 条 会長は、活性化会議に出納員を置き、要綱第 9 条の規定に基づき活性化会議の庶務を処理する公共交通主管課の長をもって充てる。

2 出納員は、会長の命を受けて出納、保管その他必要な会計事務をつかさどるものとする。

(収入及び支出の手続)

第9条 活性化会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、古河市の例により行うものとする。

2 出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算整理簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊
- (3) 支払いについては、インターネットバンキングを利用することができる。

(監査)

第10条 会長は、活性化会議の委員のうちから監査2人を指名するものとする。

2 監査は、活性化会議の会計監査を行い、監査結果を活性化会議に報告する。

(決算等)

第11条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、活性化会議の決算を調製し、活性化会議に諮り承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、前条に規定する監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により活性化会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに古河市長に送付しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月2日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

1 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
---	---	---

1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雜 入

2 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

令和3年度 第1回古河市公共交通活性化会議委員名簿

【活性化会議委員】

※敬称略・順不同

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	古河市	市 長	針 谷 力	
2	古河市	副市長	近 藤 かおる	
3	古河市議会	議 長	鈴 木 隆	
4	古河市行政自治会	副会長	蜂 須 誠 司	
5	古河市老人クラブ連合会	会 長	那 須 和 弥	
6	古河商工会議所	副会頭	川 島 正 廣	
7	古河市商工会	会 長	峰 英 雄	
8	特定非営利活動法人まちづくり支援センター	代表理事	為 国 孝 敏	
9	国土交通省関東運輸局交通政策部	交通企画課長	板 垣 友圭梨	
10	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	鈴 木 裕 一	(企画調整)
11	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	牧 瀬 成 博	(輸送)
12	茨城県政策企画部	交通政策課長	中 村 浩	
13	茨城県境工事事務所	道路管理課長	東ヶ崎 祐 二	
14	古河警察署	交通課長	高 橋 淳 也	
15	茨城県バス協会	専務理事	川 上 敬 一	
16	茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服 部 透	
17	ジェイアールバス関東(株)佐野支店古河営業所	所 長	益 子 公 広	
18	茨城急行自動車株式会社	常務取締役	信 清 智 之	
19	古河ハイヤー運営協議会	会 長	日 暮 光 吉	
20	朝日自動車株式会社	運輸部課長	田 沼 健 一	
21	茨城急行バス労働組合	執行委員長	和 田 武 士	

【活性化会議事務局】

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	古河市役所市民部	部 長	大 山 昌 利	
2	古河市役所市民部交通防犯課	課 長	関 勝 弘	
3	古河市役所市民部交通防犯課	課長補佐兼係長	樋 口 和 久	
4	古河市役所市民部交通防犯課	主 幹	落 合 友 戯	
5	古河市役所市民部交通防犯課	主 事	岡 安 祐 太	